

1930年代における送炭調節の展開 (2)

北澤, 満
九州大学大学院経済学研究院

<https://doi.org/10.15017/8705>

出版情報：経済學研究. 73 (2/3), pp.133-146, 2006-11-28. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：

1930年代における送炭調節の展開 (2)

北 澤 満

- 1 はじめに
- 2 当該期における石炭需給構造の概観
- 3 1934年度における送炭調節
- 4 1935年度における送炭調節 (以上、第72巻第5・6合併号)
- 5 1936年度における送炭調節 (以下、本号)
- 6 1937年度 (前半) における送炭調節
- 7 おわりに

5 1936年度における送炭調節

(1) 1936年度送炭調節規定

1936年度の送炭調節規定については、大幅な変更が生じた¹。会・組合などの期初調節高は「十年度上期内地送炭予定高ノ比率」と「同期間内地送炭実績比率」との平均比率によって、石炭鉱業連合会 (以下、連合会と略) 加盟炭鉱の送炭推定所要高を按分する、という点は前年度とほぼ同様であった²。しかし、後者の「内地送炭実績比率」を、「(送炭) 実績ガ予定高ヲ超過セルモノハ予定高」によって、「実績ガ予定高ニ不足セルモノハ実績」によって算出した比

率を用いるものとされた点が異なっている。超過増送分については、送炭実績として認められないことになったのである。前述したように、超過増送によるシェア拡大を (部分的にせよ) 容認することに対しては、互助会が反対を表明しており³、当年度の改正はこうした意見を反映したものといえよう。

「内地」と「外地」が区分されるのは前年度と同様であったが、1936年度より規定も完全に区別された。「外地」の超過増送に対する特別賦課金は50銭で前年度と変わらなかったが、「同系会員」(三井系・三菱系など) を単位とし、調節期間は1年であった。また、超過増送についても賦課金さえ払えば「差支なきこと」とされ、依然「厳守を要するもの」とされた内地送炭調節とは、大きく異なっていた⁴。

また、前年度は昭和石炭によって行われた数量統制が、連合会によって担われることとなった。数量統制における実質的な目標値であった「送出割当数量」に相当する概念として、「送炭責任高」が導入された。まず、調節高決定後2週間以内 (九州は3週間以内) に、会・組合内

1 1936年度内地送炭調節規定については、「石炭連合会関係」昭和十一年一月至昭和十一年三月 (三井鉱山株式会社所蔵、三井文庫寄託資料) を参照。以下に引用する同社所蔵資料は、全て三井文庫寄託資料であるので、記述を略す。

2 「予定高」という概念が導入されている点が、前年度と異なる。予定高とは、調節高に対して、上下期の振替・九州地方内での融通 (地方間融通は含まれない) など、種々の調整を経た後の数量を指す。

3 拙稿「1930年代における送炭調節の展開 (1)」『経済学研究』第72巻第5・6合併号、2006年、196頁。

4 「送炭制限関係 本店往復」自昭和八年十二月至十一年三月 (三井鉱山株式会社所蔵)。こうした規定の相違にみられるように、当該期のカルテルにおいて、専ら議論の中心となったのは内地分であったので、以下の分析においては、基本的に外地分を省略する。

で融通を行い、その結果、会・組合全体として調節高に余裕がある場合は連合会に申し出る。連合会は、その余裕数量を他の会・組合に割り当てることとなる。こうした調整を経た後の数量が送炭責任高であり、各企業はこれを目標として送炭する。送炭責任高は、基本的には変更することができないが、変災などやむを得ない場合には連合会理事会の承認を得ることで減量することができる。この送炭責任高を実送高が超過した場合、従来通り2円の賦課金が徴収され、送炭が不足する場合には50銭の賦課金を徴収することとなった⁵。この新たに設定された賦課金を、単なる増産奨励と理解することは正しくない。事情により送炭が不足が予想される場合には、責任高を減量することができたのであり、こうした措置は調節高に影響しないのだから、求められていたのは迅速な連合会への申し出であった。

また、需要予想量の増加などによる調節高の増量分は、翌年度における送炭調節高算定の際の「権利」として認められたが、融通による責任高の増量分は、翌年度に持ち越されなかった。逆に、融通によって責任高が調節高より少なくなっている場合においても、調節高の数量が「権利」として認められた⁶。

同年度の内地送炭調節規定の制定に際して、重要な修正が企図されたことが、丁振聲によって指摘されている⁷。同年度送炭調節規定の第

5 ただし、送炭責任高に対して1%の「アラウアンス」が認められており、この範囲内であれば送炭の過不足が許容された。アラウアンスの範囲内であろうとも、送炭責任高を超過する送炭については、次期の調節高算定には用いられなかった。

6 1936年度上期途中の規定変更により、二期間にわたって重複して減量した数量の2分の1については、次期の権利数量として認められないこととなった。これは実質を伴わない既得権益に対する、多少の制限といえるであろう。ただし、「特殊事情」などによって、この規定が適用されない場合も多かった。また、この規定は1937年度には消滅している。

七条(送炭責任高に関する規定)は、連合会常務理事池上駒衛の私案(池上私案)では、「会、組合所属ノ各会員並ニ推薦評議員ハ其送炭ガ過不足ニ対シ直接連合会ニ対シ責任ヲ負フコトトセルコト」と規定されていた。丁が指摘するように、この条項の趣旨は「従来連合会ニ対スル調節送炭上ノ責任者ハ会、組合推薦評議員ニシテ会、組合所属ノ会員ハ直接ノ責任ヲ有セザリシガスケテハ調節厳守ノ励行上支障少カラザルニ付会、組合所属会員モ亦直接連合会ニ対シ責任ヲ有スルコトニ改メ」ようとしたものである⁸。この私案に対して各地方の会・組合から意見が寄せられたが、例えば筑豊石炭鉱業会は、「各会、組合並ニ推薦評議員ハ該決定数量ヲ以テ連合会ニ対シ責任ヲ負ヒ各会、組合所属ノ会員ハ各会、組合ニ対シ各会、組合カ連合会ニ対スルト同様ノ責任ヲ負フモノトス」と修正するよう要求した⁹。最終的には「各会、組合及推薦評議員ハ連合会ニ対シ各会、組合所属会員ハ会、組合ニ対シ夫々其送炭責任高ヲ以テ同様ノ責任ヲ負フモノトス」という、筑豊の修正案や従来の送炭調節高に関する規定とはほぼ同様のものに落ち着いた。

丁は、この池上私案の条文について、連合会が「地域の利害に拘束されずに全国的な視点から送炭を調節するために、地方の団体の頭越しに直接的な個別炭鉱の送炭統制を意図した」ものであるとし、それが挫折したのだとする。仮にこの案が成立していれば、「調節高の融通が個別炭鉱レベルで全国的に行われるため、たとえば生産余力が豊富な北海道の炭鉱と、生産余力

7 丁振聲「重要産業統制法下における石炭独占組織の市場統制政策」『社会経済史学』第59巻第4号、1993年、25～26頁。

8 丁、前掲論文、25頁。

9 筑豊石炭鉱業会「常議員会決議録」昭和十年十二月十四日(直方市石炭記念館所蔵)。

が乏しい筑豊の炭鉱との間に直接的に調節高の融通ができ「より効率的資源配分」であったのにそれが妨げられた、と主張する¹⁰。

修正の経緯からみて、会・組合などによって「地域の利害」が優先されたことは事実であろうが、丁の議論にはいくつかの疑問が残る。第一に、この池上私案の条文が連合会による「直接的な個別炭鉱の送炭統制」を意図したものであるという説をひとまず認めたとしても、これが送炭責任高（調節高）の全国融通と直接関連するものであるという根拠が薄弱である。私案そのもの、及び池上の説明にも、それに対する会・組合の反応にも、こうした意図は表明されていない。第二に、前述したように1934年11月に北海道石炭鉱業会によって、調節高全国融通の要求がなされており、1935年度より（部分的にはあるが）会・組合間の調節高融通が始まっている¹¹。第三に（そして、これが最も重要なことだが）、ある地方（丁の例では筑豊）の送炭不足を、北海道のような生産余力豊富な地方の送炭によって補うことは、必ずしも「効率的資源配分」であると言い切ることはできない。

周知のように、石炭はその価格に占める輸送費の比率が大きい商品であり、市場との距離が価格の大きな部分を規定していた。両大戦間期において、北海道炭の山元原価はかなり低下したが、販売原価については筑豊炭と比較して割高であった。例えば三菱鉱業の場合、1935年下期における筑豊炭の販売原価がトン当たり8.054円であったのに対し、北海道炭の販売原価は8.572円であった¹²。輸送費の差を逆転できるほど、両

者に生産性の差がなかったのである。また、北海道炭は販売原価で不利があるため、相対的には高品質な石炭を送炭することで、それをカバーしていた。しかし、全ての需要家が高品質（かつ高価格）な石炭を求めているわけではない。それゆえ、特に西日本の中・下級炭需要に対応する筑豊地方の炭鉱が送炭不足に陥った場合、同じ筑豊地方の炭鉱に送炭責任高を融通した方が理に適っていることも多いのである。

この「池上私案」の条文は、数量統制による送炭責任高融通の導入に伴い、責任の所在を明確にすることを目的としていたと思われる。特に送炭不足が生じた場合、これを迅速に把握できるか否かは、各企業の申し出にかかっていたからである。また、前年度に数量統制を担当した昭和石炭は各企業（株主）を構成要素とするのに対し、連合会は地方組織が直接の構成要素となっていたが、こうした組織構造の差異を縮小する意図もあったであろう。いずれにせよ、数量統制導入に伴う規定の修正ととらえるのが妥当である¹³。

(2) 1936年度における送炭調節の実態

次に、同年度における内地送炭調節の実態を上・下期それぞれ確認していく（表1・2）。前述の規定通りに期初送炭調節高（予定高）が決定

所蔵、三菱史料館寄託資料）。なお、ここでの「北海道炭」には釧路（雄別）炭は含まれていない。釧路炭は、港までの輸送距離が短く、石狩炭と比べて販売原価が低かった。

13 ちなみに「池上私案」は、前年度も同様に作成されており、この年だけ特別に作成されたわけではない。常務理事が、この私案を北海道・筑豊などの地方組織に提案し、意見を集約して修正の後、連合会理事会・評議員総会にて決定という手続きを取っている。池上駒衛は、鉄道省・久原鉱業を経てこのポストに就いており、主に事務を担当していた（勝田一編『帝国大学出身名鑑』校友調査会、1932年、60～61頁）。必ずしも、石炭産業界の有力者というわけではなかった。

10 丁、前掲論文、25～26頁。

11 拙稿、前掲論文、195頁。丁は、この融通について言及していない。

12 三菱鉱業株式会社「月報」（三菱マテリアル株式会社

表1 1936年度上期送炭調節実績 (内地のみ) (トン)

	期初調節高		送炭責任高融通①		送炭責任高融通 (調節高緩和時) ②		互助会 より譲受	送炭責任高融通③		期末調節高	期末責任高	実送高	期末責任高 - 期初調節高	実送高 - 責任高
	会内融通	会外融通	会内融通	会外融通	会内融通	会外融通		会内融通	会外融通					
三菱鉱業	970,097		970,097	47,104	440	1,619	49,163			1,017,201	1,019,260	1,021,073	49,163	1,813
貝 島	728,784		728,784	35,386	330	1,216	36,932			824,170	815,716	817,959	86,932	2,243
三井鉱山	602,407		648,407	29,250	273	4,264	33,787			631,657	692,194	692,257	89,787	63
明 治	652,784		652,784	31,696	296	1,089	33,081			719,480	705,865	690,033	53,081	-15,832
麻 生	434,915		434,915	21,118	197	725	22,040			456,033	456,955	461,522	22,040	4,567
古 河	615,229		615,229	29,873	279	1,038	31,190			652,102	653,419	646,941	38,190	-6,478
住 友	179,770		179,770	8,729		-8,429	300			188,499	175,070	173,664	-4,700	-1,406
そ の 他	250,564		250,564	12,166	12	10,363				262,730	260,927	258,402	10,363	-2,325
合 計	4,434,550		4,480,550	215,322	0	1,534	216,856			4,751,872	4,779,406	4,761,851	344,856	-17,555
北 炭	1,241,457		1,241,457	60,280	1,047	1,992	63,319			1,301,737	1,314,004	1,327,144	72,547	13,140
三菱鉱業	803,235		803,235	39,001	677	1,289	40,967			842,236	850,173	858,528	46,938	8,355
三井鉱山	420,458	7,000	427,458	20,416	355	674	21,445			440,874	452,028	456,545	31,570	4,517
住 友	289,264		344,264	14,045	244	9,193	23,482			358,309	367,746	367,747	78,482	1
北 海 道	173,449	-7,000	166,449	8,422	146	278	8,846			181,871	176,584	178,240	3,135	1,656
明 治	59,179		59,179	2,873	50	95	3,018			62,052	62,636	63,262	3,457	626
東 邦	139,000		139,000	0						139,000	139,000	140,390	0	1,390
そ の 他	51,876		51,876	2,519	-2,519	0	0			54,395	48,076	48,070	-3,800	-6
合 計	3,177,918	0	3,232,918	147,556	0	13,521	161,077			3,380,474	3,410,247	3,439,926	232,329	29,679
三 池	466,234		466,234	22,638		735	23,373			488,872	489,607	489,554	23,373	-53
常 磐	857,136		857,136	40,162		-15,865	24,297			897,298	869,933	860,356	12,797	-9,577
宇 部	1,062,742		1,062,742	51,602		1,424	53,026			1,114,344	1,120,516	1,114,983	57,774	-5,533
そ の 他	1,371,820		1,270,820	64,827		-1,349	63,478			1,381,647	1,333,298	1,334,936	-38,522	1,638
合 計	11,370,400	0	11,370,400	542,107	0	542,107	102,000			12,014,507	12,003,007	12,001,606	632,607	-1,401

出所)「石炭鉱業連合会」自昭和十一年四月至十二月(三井鉱山株式会社所蔵 三井重産寄託資料)。

注)送炭責任高融通①のうち、住友の北松浦(その他)→北海道の融通は、送炭責任高ではなく調節高の融通。北海道繰上送炭分は、差し引いてある。

「常磐」・「宇部」・「その他」の会内融通は、煩雑を避けるため、省略した。また、会内融通の結果、融通戻が生じた分については、便宜上まとめて「会外融通」欄に記入している。表2・3も同様。

当該期における連合会新加入炭鉱のうち、別扱いされているものは含まない。表2・3も同様。

1930年代における送炭調節の展開 (2)

表2 1936年度下期送炭実績 (内地分のみ)

(トン)

業種	調節高の移動				送炭責任高融通①				送炭責任高融通② (調節高緩和時)				送炭責任高融通③ 20万トン補充引受数量				その他調節高の増減量		期末責任高 - 期初調節高	実送高		
	期初調節高	互助会より譲受	会外融通	既充に陥況による補充	改訂調節高	会内融通	会外融通	期末責任高	会内融通	会外融通	期末責任高	会内融通	会外融通	期末責任高	会内融通	会外融通	送炭責任高融通④	調節高の増減量				
三菱鉱業	1,186,651			1,064	1,187,715			1,187,715											1,201,436	1,201,436	14,785	1,055
貝高	932,758			837	933,595	6,000		939,595	10,785										944,380	950,380	17,622	7,786
三井鉱山	769,265	50,000	-50,000	690	769,955	72,000		841,955	8,895	-30,000									795,350	837,350	68,085	0
明治	844,253			757	845,010	-30,000		815,010	9,762	-57,000									864,772	787,551	-56,702	2,042
豊麻生	520,983			467	521,450			521,450	6,022	-20,000									527,472	513,508	-7,475	0
古河	729,406			654	730,060	-94,000		636,060	8,434	21,000									738,494	668,494	-60,912	0
住友	222,957		-35,000	169	188,126	4,000		188,126	0	5,000									188,126	195,278	-27,679	1,952
その他	297,073			267	297,340	4,000		301,340	3,435	-34,000	101								300,775	270,876	-26,197	-3,736
合計	5,503,346	50,000	-85,000	4,905	5,473,251	-42,000		5,431,251	61,054	-115,000	21,068								5,560,805	5,424,873	-78,473	9,099
北炭	1,438,235			1,290	1,439,525	2,395		1,482,026	16,058	2,779	2,994								1,455,583	1,492,123	53,888	11,792
三菱鉱業	974,111			874	974,985	1,622		1,004,184	10,876	1,882	2,028								985,861	1,071,315	1,067,902	-3,413
三井鉱山	517,288			464	517,752	862		533,258	5,775	999	1,077								523,527	584,258	385,235	977
住友	343,887		75,000	376	419,263			419,263	4,677	-4,677	872								423,940	434,233	434,042	-191
太平洋	204,184		50,000	228	254,412			254,412	2,838	491	529								257,250	288,274	290,496	84,090
明治	72,858			65	72,923	121		75,107	813	-813	-2,500								73,736	68,607	68,222	-4,251
東邦	181,000			0	181,000	0		181,000	0										181,000	162,000	162,257	-19,000
その他	59,200			53	59,253	-5,000		54,253	661	-661	-5,000								59,914	49,253	49,753	500
合計	3,790,763		125,000	3,350	3,919,113	0		4,004,113	41,698	0	0								3,960,811	4,150,063	4,161,822	359,300
三池	594,741			533	595,274			595,274	6,640										601,914	608,800	608,583	14,059
常磐	1,112,319			944	1,113,263	-27,000		1,086,263	11,749	-92,000	6,625								1,111,959	989,435	988,735	-122,884
宇部	1,192,867			-11,199	1,181,668			1,181,668	13,182	0	5,700								1,188,850	1,194,550	1,182,999	1,683
その他	1,739,226		-40,000	1,467	1,700,693	-16,000		1,684,693	18,265	8,000	17,969								1,718,938	1,728,927	1,726,007	-10,299
合計	13,933,262	30,000	0	0	13,983,262	0		13,983,262	152,588	0	0								14,143,297	14,096,648	14,102,018	163,386

出所) [石炭連合会関係] 自昭和十二年一月至昭和十二年六月 (三井鉱山株式会社所蔵 三井文庫寄託資料), 昭和十二年五月十九日。
注) 「その他調節高の増減量」には、「互助会より譲受」(三井鉱山・明治)、「退会分控除」(常磐)、「外地調節高に振替」(宇部)が含まれる。なお、常磐の「退会分控除」は、責任高で表
示すると-11,202トンとなる。

された後、会・組合内、および会・組合外の融通を経て、送炭責任高が決定される。上期には石炭需要の増加によって約54万トンの調節高緩和があり、その後も責任高の融通が行われた。

これは前年度までも行われてきたことだが、期初送炭調節高（予定高）決定に際し、特殊事情による申し出が受け付けられる。その多くは、新坑の開発等による調節高増量の要望であったが、この年度は上期のみで約80万トン、年間で約160万トン以上の増量要求が提出された¹⁴。連合会は、こうした増量要求に一々対応することはせず、その全てを一旦保留とし、需給状況を判断しながら、「調節緩和ノ能否ヲ研究」することとしていた。こうした対応が、後述する「貝島問題」を引き起こす原因となる。

増送の圧力が強まる一方で、増え続ける調節高を満たしきれない炭鉱も存在した。こうした勢力も、特殊事情による申し出を行っている。常磐と宇部（沖ノ山と東見初のみ）は、その期の送炭不足数量を限度として、期末坑所貯炭のうち、既に選炭済みの数量を、送炭したのとして取り扱うことを認めさせた¹⁵。こうして、送炭不足により次期の「権利」としての調節高が減少することを防いだのである。

期初の第一次送炭責任高融通に際しては、会・組合内の融通はほとんどなく、会外融通は住友（北松浦→北海道）、三井（松島→筑豊）と、いずれも1935年度から引き続き行われたものであった。

調節高緩和分については、従来同様に調節高に比例して按分されている。しかし、この配分

は、もはや名目的なものに過ぎない。住友（筑豊→北海道）や三井鉱山（松島→筑豊）は、期初と同様に増産余力のある炭鉱へと融通を行っている。常磐は約1万6,000トンの減量を申告し、これは各地域で消化された。結果として、北海道は責任高が約1万4,000トン増加し、その他の地域は微増か減少であった。

「互助会より譲受」とは、連合会加盟企業が互助会所属企業の炭鉱を合併することで、その調節高についても加算することを指す。前述したように、1935年にも古河による宮尾炭礦の合併などの事例があったが¹⁶、1936年度より本格化した。1935年度～1937年度上期の間に、三井鉱山（玄王・本宮尾・大成を買収）、三菱鉱業（昭和）、貝島（岩崎の一部・緑）、明治（池田・横嶋）¹⁷、古河（宮尾・小竹）、杵島（相田）、東邦（長禮）などの買収による調節高増量があった¹⁸。引き継いだ炭鉱は、そのまま操業する場合もあったが、廃坑または休坑とし、調節高を既存の炭鉱の出炭に回すという、調節高増量対策の場合も多かった。

「送炭責任高融通③」は、複数回の減量および融通の申告を、便宜上一つにまとめている。1936年7月に、第二磐城（常磐）より「断層ニヨル採炭手控エノ為」責任高1万トン減量（その後、さらに1,500トン減量）、松島（その他）から筑豊の三井への1万トン融通の申し出があり、いずれも了承された¹⁹。他に、筑豊で3万トンの融通と減量の申し出があった。減量は明治

16 拙稿、前掲論文、200頁。

17 正確には、池田炭坑は嘉穂鉱業が買収している。

18 「石炭連合会関係」自昭和十年一月至昭和十一年三月、「石炭連合会関係」自昭和十二年一月至昭和十二年六月（いずれも三井鉱山株式会社所蔵）、昭和石炭株式会社「第四百九十九回協議員会協議事項」昭和十二年七月五日（以下、同資料については「協議事項」と略す）。

19 「石炭鉱業連合会」自昭和十一年四月至十二月（三井鉱山株式会社所蔵）。

14 「送炭制限関係 本店往復」自昭和十一年三月至昭和十一年十二月（三井鉱山株式会社所蔵）。ただし、「新坑開発」等の理由は名目だけの場合も多く、必ずしも同年に開発が始められたわけではなかった。

15 同上資料。

と貝島の2万1,000トン、融通は貝島(筑豊→岩屋)4,000トン、住友(筑豊→北松浦)5,000トンであった。筑豊の減量分は北海道と宇部が補い、常磐分については補充しないこととされたため、期末送炭責任高は期末送炭調節高を若干下回ることとなった²⁰。しかし、期初送炭調節高と期末送炭責任高を比較すると、ほとんどの地方の責任高は期初調節高に対して大幅に増加(総計約63万トン)していた。責任高に対する実送高の過不足は、ほとんどが1%以内(特別賦課金を納めなくても済む範囲)におさまっており、全体としては一致しているといつてよからう。

1936年度下期の期初調節高(表2)は、需要の順調な伸びを見込んで、上期と比較して約256万トンの増加となった。実際の需要の伸びはさらに大きく、期間中に約15万トンの調節高緩和を行っている。

期初における調節高・責任高の融通を確認すると、まず前期までと同じく、三井鉱山と住友による九州から北海道への調節高移動があった。三井鉱山は互助会系炭鉱を合併して調節高を獲得(筑豊石炭鉱業会に加算)した後、その数量を北海道の太平洋炭礦(三井鉱山の関係会社)へ融通するという形式を取っている。宇部の減少分は見初新坑の廃坑によるものであり、これは全国にわたって融通された。

期初の送炭責任高融通①については、筑豊で明治が3万トン、古河が9万4,000トンの減量を申し出、貝島が6,000トン、三井鉱山が1万2,000トン、その他(中津原)が4,000トンを引き受けたが、残り10万2,000トンの引き受け手がなかった。

この不足分については、まず九州石炭鉱業懇話会を通して九州全体に融通され、杵島・崎戸・高島が引き受けたが、結局5万8000トン分は九州全体で引き受け手がなく、常磐の減量申し出分と併せて、北海道に融通された。北海道は、この時点で責任高が期初調節高に対して約20万トンも増加していた。これとは別に、松島から筑豊の三井鉱山へ、6万トンの融通がなされている。

調節高の約15万トン増量分については、とりあえず調節高に比例して按分された。しかし、当座の出炭余力のない企業は、即座に責任高の融通を行っている。北海道では、住友・明治・浅野雨竜(表中では「その他」に含まれる)がこれに該当し、北炭・三菱鉱業・三井鉱山の3社を中心に引き受けている。

1937年1月には、筑豊で明治・麻生が変災による減量(合計7万7,000トン)を申し出、九州地方内では古河・北松浦などが増量に応じたが、結局約4万トンの減量が連合会に報告された(「責任高融通③」)²¹。その直後には、同じく筑豊の蔵内(「その他」に含まれる)が、「拡張工事遅延」によって3万5,000トンの減量、三井鉱山の3万トン(山野におけるガス噴出)減量が報告された。常磐の約9万トン(磐城の出水と第二磐城の断層逢着による)などとあわせ、20万トン近くの送炭不足が生じ、補充が求められた(1937年2月)。この不足分については、北海道が約14万トンと4分の3近くを引き受けている。しかし、その後北海道でも送炭不足が生じた。北炭の3万5,000トン(幌内選炭場焼失)不足分は増量割当をしなかった。さらに常磐(磐城の断層逢着)と北海道の東邦(断層逢着)・明治(自

20 すべての減量分が自動的に補充されるのではなく、この常磐の事例にみられるように補充しないことが理事会で決定される場合もあった。これは、減量時におけるその石炭の需給状況によって判断されていたと思われる。

21 「九州石炭鉱業懇話会」自昭和十二年一月至十六年四月(三井鉱山株式会社所蔵)。

然発火による変災)における減量が報告され、補充が求められたが、常磐・東邦分は16,500トンだけ補充され、その他は連合会内に保留、明治分は北海道内で融通された²²。

こうした調整の結果、北海道の期末送炭責任高が大幅に増加(約36万トン)した一方で、筑豊(約8万トン)・常磐(約12万トン)は減少した。北海道のなかでも、三菱鉱業・太平洋などは常に融通を受ける側にあり、それぞれ10万トン近い増加をみた。しかし、筑豊側も全てが減少していたわけではなく、特に三井鉱山が7万トン近くの増加であったことは注目すべきであろう。全体をみると、約5万トン分が、期末調節高に対する責任高の減少となって現れている。責任高の頻繁な融通の結果として、実送高と責任高がほぼ均衡しているのも上期と同様であるが、地方別にみると最も責任高が増えている北海道の超過増送分が最大であったことがわかる。

(3) 「貝島問題」

上述のように、北海道以外の地方では、多くの企業が送炭責任高を減少させることとなった1936年度下期の状況について、丁は「多くの炭鉱の増産能力の限界がいよいよ明瞭に現われ、一部の優良炭鉱の増産により辛うじて需給の均衡が保たれる状態であった」と評する²³。確かに、常磐地方などは恒常的に実送高が調節高(責任高)を大きく下回り、連合会は1936年11月に「今後ノ石炭統制方針トシテハ供給ノ万全ヲ期スル点ニ多ク重心ヲ置クコト」とする方針を打ち出している²⁴。ただし、ここでいくつか留意しなければならない点

22 「石炭連合会議事録」昭和十二年度自一月至六月(九州大学附属図書館記録資料館所蔵。以下、「記録資料館」と略す)。

23 丁、前掲論文、28頁。

24 前掲「石炭鉱業連合会」自昭和十一年四月至十二月。同様の文言が、丁、前掲論文、28頁にも引用されている。

がある。

第一に、アウトサイダー(移輸入炭・内地非協定炭)の伸びがある。1937年3月22日には、昭和石炭協議員会にて「昭和十二年度以降五ヶ年石炭需給予想調」について報告が行われている²⁵。それによると、五ヶ年間で1,804万トンの需要の伸びが予想されているが、この数量について昭和石炭は「誠ニ穩当ナリト云ヒ得ベシ」と評価する。その背景には、アウトサイダーが五ヶ年間で702万トン(移入炭109万トン・輸入炭210万トン・内地非協定炭383万トン)供給を増加させる、という査定があったのである²⁶。もちろん、その後の状況の変化により実際の石炭需給は全く異なるが、いずれにせよ1936年度末時点では、上述のような楽観的な予測がなされていた。

第二に、期初送炭調節高に対する期末送炭責任高の減少は、「増産能力の限界」とは限らなかった。例えば、古河は1936年度上期と下期でほとんど実送高が変わらないが、これは1935年度の変災が尾を引いていたためである。明治や貝島についても同様の事情が指摘でき、これらは一時的な出炭減少とみなされていた。また逆に、融通割当を受ける側についても、その引き受け量については必ずしも増産能力のみが関係していたわけではない。需要先の所在する地方、求める炭種などによって、供給側に余力があっても、需要と対応しない場合もある。特に常磐炭の不足については、こうした側面が強く出ることが指摘できよう。

第三に、そもそも石炭という商品自体が、短期的な増産が困難な性質を有することが挙げら

25 「第六十二回協議事項」昭和十二年三月二十二日。

26 1936年以前の石炭需給については、拙稿、前掲論文、186頁の表2を参照。

27 短期的な増産に起因する坑内の荒廃は、戦時期に顕

れる²⁷。長期的な増産のためには、計画的な起業費（鉱区投資・設備投資）支出によって、新坑の開発などを行っていかねばならない。しかし、1936年9月時点に到っても、多くの企業は多額の起業費支出を伴う増産に対して慎重であった²⁸。例えば、北炭の起業費支出（仮払金扱いを除く）は1925年が約276万円、26年が約100万円であったのに対し、1934年は約22万円、35年は約6万円に過ぎなかった²⁹。多くの炭鉱では、あくまで既存設備による出炭が中心だったのであり³⁰、条件が整えば、更なる増産が見込める状況にあった。筑豊石炭鉱業会と宇部鉱業組合は、連合会に対し、「増産実現ニ要スル事業資金」として、連合会積立金の分配を要求し、1937年2月に理事会で承認（50万円）されているが、この要求の背後には、上述のような事情が存在した³¹。

第四に特別賦課金など、送炭責任高超過に対するペナルティーの問題がある。当年度においても、超過に対する賦課金は依然として2円であった。また、前述のように超過に対する連合

著になる（興友友兼『石炭生産確保対策』（九州大学記録資料館編『石炭研究資料叢書』第27号所収）、163～165頁を参照。

28 1936年9月7日の筑豊石炭鉱業会開催時における雑談で、「増産スルニハ相当起業費ヲ要スルシ仲々急場ニハ間ニ合ハヌ、工賃用品等モ益々昂騰シツツアル状勢ニアルカラ炭価モドウニカシテ貰ハネバナルマイ」という話が起り、大方が賛意を表した、という報告が、三井鉱山田川鉱業所長より本店商務一部長宛になされている（前掲「送炭制限関係 本店往復」自昭和十一年三月至十一年十二月）。

29 拙稿「1930年代における北海道炭礦汽船株式会社と三井財閥」『経済科学』第51巻第1号、73頁。その他の企業の新坑開発については、更なる検討の必要がある。

30 堀久保正治『戦時戦後の石炭問題』昭和図書株式会社、1939年、143頁。同箇所を、丁も引用している（丁、前掲論文、7～8頁）。

31 「石炭鉱業連合理事会決議録」自昭和十二年一月至昭和十三年十二月（三井鉱山株式会社所蔵）。また、1936年12月には、昭和石炭が「売炭目安値段」を引き上げている（丁、前掲論文、16頁）。

会および互助会の目は厳しく、この点も前年までと比べて大きな変化はなかった。このため、期初から需要増加を見越して増産することは困難であった。

前述したように、1936年度初めには年間160万トン以上の特殊事情による増量要求が提出されていた。さらに、1936年12月時点における1937年度連合会員内地送炭見込数量（各炭鉱の自己申告）と、連合会が調節高として会員に割り当てる予定の数量を比較すると、筑豊は約24万トン、北海道は約93万トンも各会員の送炭見込数量の方が多かったのである³²。連合会は、ある程度こうした要求を抑えていたのであり、この時点でも、「自由送炭」とはほど遠い状況にあった。

第四の論点と関連するものとして、1936年5月に生じた「貝島問題」と呼ばれた一件があった³³。発端は、前述した1936年度上期における送炭調節緩和にある。この緩和について互助会側は、需給調査後まもなく大量の緩和をすることは不可解な行為であり、連合会員による増送申し出（前述のように、一括して保留された）に対して分配するための緩和であるならば、「緩和ノ動機ハ甚ダ不純ナルヲ以テ同意シ難シ」と意見した。また、互助会系非協定炭鉱（アウトサイダー扱い）が20万トン増送するのは確実なので「緩和数量ニ〇万疋減額スルコト」を求めた。その際に、貝島の増送については「販路ヲ同シクスル互助会炭ノ売行悪化スル惧レアリ」と、名指しで危惧を表明した。

こうした互助会側の意見が、連合会と互助会

32 前掲「石炭鉱業連合会」自昭和十一年四月至同年十二月。

33 同問題に関しては、「筑豊石炭鉱業会関係」自昭和十一年三月至昭和十二年十二月（三井鉱山株式会社所蔵）によった。

との覚書に反映された（緩和数据20万トンの減量は、取り下げられた）ため、貝島側は強く反発した。5月21日開催の筑豊石炭鉱業会常議員会において「貝島玉井氏ハ予メ用意セシ資料ニ依リ連合会ノ不信ヲ高調シ常議員ノ辞任ヲ申出デ連合会脱会ノ底意アルカノ如キ態度ニ出テ」る事態となった。

その後、池上常務理事などが調停に乗り出し、貝島に連合会脱会の意思がないことを確認した上で貝島の事情に配慮する、という決着をみた。1936年度下期調節高決定に際し、筑豊石炭鉱業会内で2万5,000トン調節高として貝島に提供することとなり、連合会に陳情した³⁴。

この事件に如実にあらわれているように、1936年度上期の時点でも、調節高（責任高）の増量には慎重な一派が根強く存在していたのであり、送炭責任高を大きく超過した企業が存在し、かつ炭価が下落すれば、責任問題となりかねない状況も続いていたのである³⁵。

6 1937年度（前半）における送炭調節

「増産の限界」とはいえないまでも、1936年度下期の途中には、石炭業界を取り巻く状況が変化しつつあった。災害などから完全に復旧できていないことにより当座の増産を期待できな

い炭鉱をカバーするためには、筑豊および北海道の諸炭鉱などが増産するほかない。その場合、当然ながら高い賦課金など、超過増送に対する厳しい規定が問題となる。こうして、1937年度の送炭調節規定では、超過増送に対する特別賦課金が1円へと引き下げられ、反対に減送賦課金が1円へと引き上げられた³⁶。また、従来の送炭調節高が「送炭割当高」に、調節委員会が「統制委員会」に改称されるなど、字義的にも送炭制限的な要素が薄まり、逆に基準量までの送炭が強く要求されるようになったことは間違いのない。ただし、同年度に至っても1920年代より高い増送賦課金が課され、賦課金を支払った超過増送分を、次期の割当高算出にあたっての権利とすることが許されなかったことも、注目に値する。

1937年度上期の送炭調節実績は、表3の通りである。1936年度にも増して、期中の移動が多かったことで、責任高の融通については全体をまとめて表示した。

期初には、例年通り住友（北松浦・筑豊→北海道）の7万トン融通があったほか、杵島・東邦（その他）の互助会系炭鉱買収による増量などがあった。

次に、責任高の移動と実送高を確認する。期中に戦時に突入したとはいえ、本来不需要期であったこともあり、1936年度下期よりも実送高は100万トン以上少なかった（それでも前年同期よりは100万トン以上増加している）。会・組合内の融通をみると、松島（その他）の4万5,000トン減量分が九州地方内で融通され、全て筑豊の三井鉱山が引き受けている。古河の減量分は

34 2万5,000トンの半分は明治・麻生の負担、その他は他会員によって負担することとなった。連合会側は「極力尽力スルコト」を言明した。また、申し合わせには明記されていないが、上期末にも貝島の調節高に1万トンが加算されている（表1には表示していない）。

35 貝島は1917年の筑豊炭プール協定脱退、1925年の送炭制限をめぐる紛糾など、石炭産業カルテル内においてトラブルを繰り返している。こうした貝島の行動については、経営分析と併せた説明が必要となろう。なお、1925年の「貝島問題」について、荻野喜弘は「貝島が生産・販売カルテルにおいて周辺的な位置にいたこと」を、理由の一つとしている（荻野喜弘「石炭鉱業の展開」『福岡県史』通史編・近代・産業経済（二）、2000年、460～463頁）。

36 以下、1937年度の送炭調節規定については、前掲「石炭鉱業連合会理事会決議録」自昭和十二年一月至昭和十三年十二月。

表3 1937年度上期送炭調節実績 (内地分のみ)

(トン)

	期初送炭 割当高	上下期 振替	割当高 移動	改訂 割当高	送炭責任高融通		期末送炭 責任高	実送高	期末責任高 - 期初割当高	実送高 - 責任高	
					会内融通	会外融通					
筑 豊	三菱鉱業	1,054,825	7,043		1,061,868	26,775	20,643	1,109,286	1,158,337	54,461	49,051
	貝 島	833,914	5,568		839,482	11,818	10,310	861,610	849,021	27,696	-12,589
	三井鉱山	729,020	4,867		733,887	63,126	14,267	811,280	818,984	82,260	7,704
	明 治	769,258	5,136		774,394	6,951	9,510	790,855	771,366	21,597	-19,489
	麻 生	472,901	3,157		476,058	6,702	9,255	492,015	508,526	19,114	16,511
	古 河	676,222			676,222	-71,372		604,850	573,316	-71,372	-31,534
	住 友	195,471	1,305	-30,000	166,776	2,499	2,046	171,321	160,121	-24,150	-11,200
	東 邦	180,000			180,000			180,000	142,986	0	-37,014
	そ の 他	272,401			272,401	-1,499		270,902	234,529	-1,499	-36,373
	合 計	5,184,012	27,076	-30,000	5,181,088	45,000	66,031	5,292,119	5,217,186	108,107	-74,933
北 海 道	北 炭	1,348,818	7,862		1,356,680	6,812	14,946	1,378,438	1,521,968	29,620	143,530
	三菱鉱業	912,698	5,320		918,018	4,407	9,670	932,095	991,557	19,397	59,462
	三井鉱山	456,819	2,663		459,482	2,306	5,061	466,849	544,620	10,030	77,771
	住 友	314,279	1,832	70,000	386,111	1,940	4,258	392,309	389,287	78,030	-3,022
	太 平 洋	246,449	1,437		247,886	1,245	2,730	251,861	254,116	5,412	2,255
	明 治	64,296	375		64,671	160	495	65,326	55,536	1,030	-9,790
	東 邦	202,000			202,000	-8,370	-16,630	177,000	173,753	-25,000	-3,247
	そ の 他	56,362	0		56,362	-8,500	0	47,862	84,500	-8,500	36,638
	合 計	3,601,721	19,489	70,000	3,691,210	0	20,530	3,711,740	4,015,337	110,019	303,597
三 池	506,553	2,741		509,294		6,724	516,018	485,635	9,465	-30,383	
常 磐	961,666	-30,153		931,513		-33,500	849,336	800,694	-112,330	-48,642	
宇 部	1,141,946	0		1,141,946		-56,946	1,040,000	976,755	-101,946	-63,245	
そ の 他	1,577,159	7,303	74,910	1,659,372	-45,000	17,161	1,631,533	1,607,717	54,374	-23,816	
合 計	12,973,057	26,456	114,910	13,114,423	0	0	13,040,746	13,103,324	67,689	62,578	

出所)「石炭鉱業連合会理事会決議録」自昭和十二年一月至昭和十三年十二月(三井鉱山株式会社所蔵,三井文庫寄託資料),

「第九十一回協議員会協議事項」昭和十三年四月二十五日。

注) 宇部・常磐の期末責任高からは脱会分を除外。東邦の筑豊分は、正確には期初には存在しないが、便宜上ここに算入した。日東炭業江里・新屋敷分は、実際は別扱いされているが、「その他」に含んだ。

筑豊内で補充された。北海道では、東邦と浅野雨竜(その他)が減量している。会・組合外融通では、常磐・宇部で約11万トンという減量が生じ、これは各会・組合で引き受けたが、特に筑豊の引き受けが多かった。北海道は前年度と比較して控えめだが、九州一北海道間融通があるため、期末責任高の増加分は約11万トンと最大であった。

このように、期初送炭割当高に対して、責任高が増加する地方と減少する地方がはっきり分かれる一方で、実送高も従来とは異なる動きを見せた。筑豊は責任高を増加させたにも関わら

ず、それを大幅に下回る実送高に留まっていた。これは責任高を減少させた宇部・常磐なども同様であった。そして、これを補ってあまりある送炭を行ったのが北海道で、約30万トンという1934年度以降最大の超過となった。これによって、実送高は責任高を約6万トン上回ることとなったのである。

こうした数値からみて、1937年度上期末には、送炭責任高(調節高)の厳守という1934年度以降の原則が崩れたことがわかる。送炭不足側はともかく、超過増送する側は賦課金さえ支払えば送炭できるという1920年代の状態に近くなっている。

しかし同時に、当期末に及んでも送炭を制約する措置は残存しており、自由送炭ではなかったことにも留意する必要がある。超過増送に対する賦課金（沈殿炭も含む）、超過増送数量を次期調節高の算定から除外する規定など、超過増送を制約する措置の解除が決定されるのは、1937年10月に至ってのことであった³⁷。

7 おわりに

本稿が分析対象とした時期における送炭調節を、それ以前（1920年代・昭和恐慌期）と比較しながら論じ、結びとしたい。

当該期は、石炭需要が継続して伸長した好況期であったが、送炭に対する制約は、むしろ増した部分もある。伸び続ける石炭需要に対して供給が限界に達したと、従来考えられてきた1936年度～1937年度前半においてすら、超過増送に対する特別賦課金は1円以上であり、そして超過増送は次期の調節高に算入しないなど、昭和恐慌期の1932年よりも厳しい制約を課していたのである。

1920年代には、開始直後より送炭調節を疑問視する声が出始め、送炭調節撤廃（自由送炭）の主張も現れ、1925年には実行もされた。また、それ以前の筑豊炭プール協定も、大戦ブーム期の1917年に解散している。それに対して、当該期においては自由送炭を求める声が表面化することはなかった。

こうした違いは、まず昭和恐慌の経験によるものが大きい。1933年以降、需要が持続的に伸長していたのは結果的な事実であって、同時代

37 「石炭連合会関係」自昭和十二年七月至昭和十二年十二月（三井鉱山株式会社所蔵）。飛躍的な需要の増加に対して、炭鉱側は労働力・輸送力の不足から、かえって供給能力を低下させた。責任高減量の申し出が相次ぎ、引き受け不能の減量申し出数量は、約104万トンに達した。

においては、いつまた莫大な貯炭を抱えることになるか、という不安が消え去らなかつた。新坑開発・設備投資に対する慎重さは、これを裏付けるものである。他方で、昭和石炭の設立等により、送炭調節の技術は格段に向上した³⁸。1920年代から昭和恐慌期には、貯炭や一般的な価格指標によって調節高を決定していたのに対し、当該期には各社の販売先リストをもとに、かなり詳細な需給調査が行われており、送炭調節高の設定も、より現実的なものとなった。こうした二つの背景から、「送炭調節高の厳守」が求められるようになったのである。1934年度における送炭調節の方針転換は、1926年の特別賦課金設定と並んで（あるいはそれ以上に）、送炭調節における大きな画期であったといえよう。

厳しい制限を求める声を代表したのは、中小炭鉱企業団体の互助会であった。互助会がこうした主張を継続的行ったのは、新坑開発などによる増産能力が相対的には低く、それによるコスト減少の見込みも少なかったこと、やはり相対的にはあるが、資金力の弱さや炭質の低さから、特に不需要期における販売に苦勞していたこと、などが挙げられよう。自らがカルテルのインサイダーとなることと引き換えに、不需要期における連合会・昭和石炭による互助会炭買い上げを認めさせることで、こうした問題は軽減されたのである。

送炭調節に関する互助会の主張を連合会側が受け入れたのは、第一にその主張が、多くの連合会員の送炭調節に対する考え方と合致する部分が大きかったからである。例えば、1934年度において超過増送を互助会から責められた三菱鉱業ですら、社内の会議において調節高を厳守

38 この点に関しては、石炭価格の分析とともに稿を改めて論じたい。

することの困難について釈明しつつ、「併シ一面ニ於テ之〔調節高厳守のこと——引用者注〕ヲヤラナカツタナラ炭界ハドウナツテ居タカ判ラナカツタ訳デ互助会ノトツタ態度モ或ハ多トスベキデアツタトモ謂ヘルノデス」と肯定的に評価している³⁹。より増産能力の低い炭鉱は、さらに互助会に近い立場にあったと考えられる。第二に、互助会所属炭鉱は、中小とはいえ連合会脱退以後大きく生産量を伸ばしており、1934年時点で総送炭高は300万トン近かった（協定分のみ）。大企業と中規模以下企業の炭質や生産性の差は絶対的なものではなく、互助会がアウトサイダーとなり、不需要期に廉価販売を行えば、統制にとって大きな脅威となったであろう。そして、第三に昭和恐慌期に撫順炭輸入阻止を果たした互助会の政治力・交渉力も無視できないものであった。

一方、特に三井鉱山に代表される大企業は、様々な働きかけを行って、送炭調節から除外される送炭数量を増加させていった。外国船燃料・移輸出炭の別扱いや、従来から除外されている山焚料炭の増加などである。また、1935年度より始まる送炭調節高の融通や、数量統制によって、大幅に調節高を増加させたのも、三井や三菱などの北海道に炭鉱を有する大企業であった。1937年度上期における北海道（連合会員のみ）の送炭高が、連合会全体送炭高に占めるシェアは、1934年度と比較して、3.3%上昇していたのである。さらに、互助会系炭鉱の合併によって、調節高を増加させるという手段も盛んにとられた。

このような企業行動をどう評価するかが問題となる。長廣利崇は、1920年代において、宇部

39 「場所長会議議事録」自大正十四年至昭和十年（記録資料館所蔵）。引用箇所は「昭和九年場所長会議議事録」の「河出常務ノ挨拶」。

の沖ノ山炭鉱が既存炭鉱の買収によって送炭高を拡大させた事実を指摘し、「カルテル下の競争的側面を前面に出すこと」が可能になる、と主張している⁴⁰。確かに、1920年代と30年代の違いがあるとはいえ、こうした合併はシェア獲得競争の側面を有していた。

しかし、買収先の炭鉱がアウトサイダーの場合、または互助会系炭鉱のようにインサイダーではあっても、カルテルの周辺部に位置する構成員である場合、これをカルテルの中心的存在である大企業が合併することで、統制を強化する意味合いがあることも見逃してはならない⁴¹。

前述の山焚料炭や外国船燃料などの別扱いや、調節高（責任高）融通も、内地送炭調節の実質化を図ったものとして捉えることが適切であろう。すなわち、国内市場における送炭調節の精緻化・厳密化が進む一方で、シェア拡大の手段は残されていた⁴²。当該期の石炭産業カルテルにおいては、国内石炭市場の安定化を至上命題として共有しつつ、上述のように現有シェ

40 長廣利崇「戦間期沖ノ山炭鉱の発展」『大阪大学経済学』第52巻第4号、2003年、168頁。

41 互助会系炭鉱の合併ではないが、雄別（三菱系）が大和鉱業経営の浦幌炭礦を買収した際の北海道石炭鉱業会への申請（1936年10月）には、以下のような記述がある。「〔浦幌は〕昭和六年再興爾来坑内外ノ設備ヲ進メ既ニ東北海道並ニ旭川方面ニ販路ヲ拡張シ他日運搬設備ヲ完成ノ上数十万噸出炭ノ計画ヲ進メ鉱業会加盟各社ニ多大ノ脅威ヲ与ヘツツアリタルモノニ有之候。今回弊社ニ於テ之ヲ買収、以テ将来送炭調節ノ円滑ヲ期スルト共ニ邦家産業ノ発展ニ資シ度キ存念ニ有之候」（前掲「石炭鉱業連合会」自昭和十一年四月至同年十二月）。引用文は、句読点を補った。

42 ただし、「送炭調節の精緻化・厳密化」とは、あくまで連合会に報告された各会・組合、さらには各炭鉱の自己申告数値の上での話である。例えば北炭では、1935年以前において「逕換算・車底引」という「届出送出面ヲ減少セントスル手段」を実行していた（その詳細については不明）。調節高（責任高）を超過しそうな炭鉱は同様の手段をとっていたと推測される（「社内往復書類・庶務課」自昭和十年度至昭和十一年度〔北海道炭礦汽船株式会社所蔵、三井文庫寄託資料〕）。

ア以上の増産を目指す方向と、自らの「権利」
を固守しようとする方向とが併存していたので
あった。

〔九州大学大学院経済学研究院 助教授〕